



使える! 中小企業支援策を2分で拾い読み

第231号 2020年7月

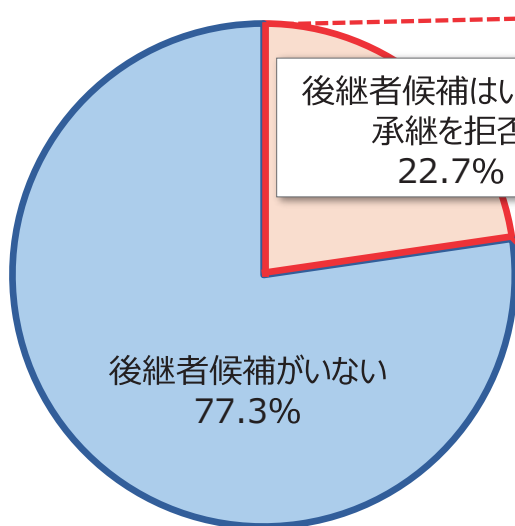
CONTENTS

新理事長就任のごあいさつ	02
新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている事業者の皆さまへ	03
特集:事業承継時の経営者保証解除	06
神奈川がんばる企業2019エース [Vol.6/Vol.7] ～株式会社 TAC21 / 株式会社 ナチュレ	08
事業承継に取り組む方へ(経営者保証不要) / 事業承継時の贈与税・相続税の納税猶予	10
BCP策定支援融資 / 「創業者、中小企業者のための支援施策活用ガイド」 / 第18回神奈川県障害者技能競技大会	11
海外駐在員事務所のご案内 / セレクト神奈川NEXT	12
神奈川県よろず支援拠点のお手伝い事例 ～Wa&Style フラワーインテリア	13
KISTECからのご案内 ～ICP発光分光分析装置	14
原寸図鑑 [Vol.2] ～加藤電機株式会社のヒンジ	15
令和2年4-6月期中小企業景気動向調査 / 下請法相談事例	16

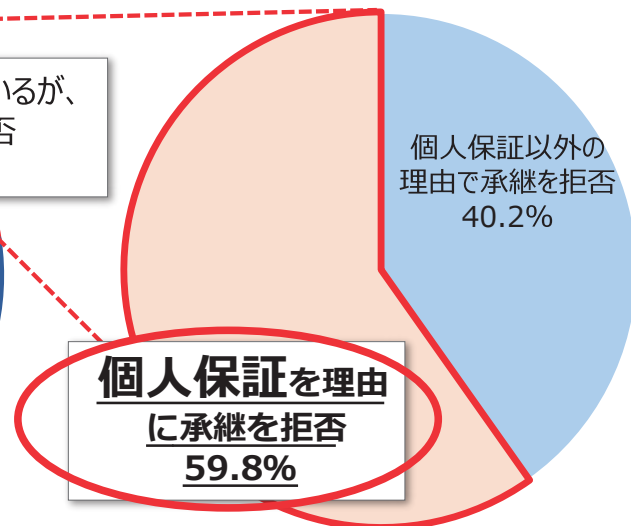
新型コロナウイルス感染症の流行により 影響を受けている事業者の皆さまへ (P.3-5)

事業承継にとって「個人保証」が
大きな障害となっています

＜後継者未定の理由＞



＜なぜ事業承継を拒否しているか＞



(資料) 平成29年度中小機構アンケート

**事業承継時の経営者保証解除に向けた、
新しい支援施策がスタート!! (特集:P.6-7)**



公益財団法人
神奈川産業振興センター

新理事長就任のごあいさつ

このたび、公益財団法人神奈川産業振興センター（KIP）の理事長に就任いたしました、中島正信です。今年3月までの40年間、県庁ではさまざまな行政事務に携わりましたが、リーマンショック後の平成22年度から2年間、当時の県商工労働局で企画調整部長を務め、副知事時代には商工労働局も担当いたしました。県内の産業界の方々にはたいへんお世話になり、ありがとうございました。

さてKIPは、神奈川県から指定された神奈川県中小企業支援センターとして、県内の中小企業・小規模企業の支援にあたり、県内の産業振興に寄与するべく活動をしています。また、国や地域の中小企業支援機関等との連携を図り、さまざまな事業を受託、ネットワークを介した事業展開を行い、多様なニーズにこたえられる体制を整えています。

現在多くの中小企業・小規模企業の皆さまが新型コロナウイルス感染症の影響を受け、とても厳しい状態に置かれています。こうした状況下でも、さまざまなアイデアを実践して前向きに取り組まれている事業者の皆さまも見受けられます。

今後は、これまでも増して新たな取組やチャレンジが必要と思われますので、多様な支援事業により中小企業等の皆さまをサポートするKIPの重要性は一層高まっていると考えています。今後、与えられた重責にしっかりと対応し、県内中小企業の発展に尽力してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年7月
公益財団法人 神奈川産業振興センター
理事長 中島正信



《略歴》
1980年 神奈川県庁入庁
財政課長、商工労働局企画調整部長
環境農政局長、理事兼保健福祉局長
理事兼総務局長などを歴任
2016年4月 副知事
2020年3月 退任
2020年6月 KIP理事長就任

新型コロナウイルス感染症の流行により
影響を受けている事業者の皆さまへ新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
実質無利子の金融支援を実施します！

～県内中小企業、小規模企業の皆さま方を3年間の実質無利子の融資と設備貸与により支援します～

①民間金融機関による実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

- (1) 制度のポイント ○融資当初3年間の実質無利子融資（融資限度額 4,000万円まで）
○保証料負担最大ゼロ ○取扱金融機関によるワンストップ手続き

(2) 制度概要

融資対象者	いずれかの認定を受けた中小企業者 ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号 ③危機関連保証		
資金使途	運転資金・設備資金	融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（据置5年以内を含む）		
融資利率	一定の要件を満たした場合、当初3年間無利子（下記「利子補給」参照） ①③の場合 2年以内：1.2%、2年超5年以内：1.4%、5年超10年以内：1.6%以内 ②の場合 1年超5年以内：1.6%、5年超10年以内：1.8%		
利子補給	3年間全額 ◆対象者 ①個人事業主（小規模※のみ） ②売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者（上記除く）		
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 ◆保証料負担ゼロ ①個人事業主（小規模※のみ） ②売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者（上記除く） ◆保証料率0.425% 売上高の減少率が15%未満の小・中規模事業者（上記除く）		
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで （令和2年12月31日までに保証申込受付をし、令和3年1月31日までに融資実行された分まで）		

※小規模企業者とは、常時使用する従業員数が以下の条件を満たす方をいいます。
製造業・建設業・不動産業・運送業・宿泊業・娯楽業 等 ……………20人以下
卸売業・小売業・飲食業・サービス業 ……………5人以下

- (3) 申込・相談 融資のお申込・相談は、直接、最寄りの制度融資取扱金融機関の融資窓口へお問い合わせください。
制度融資取扱金融機関については、ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/corona.html>

神奈川県 制度融資 検索

●県金融課（金融相談窓口） TEL 045 (210) 5695

②KIPによる当初3年間（令和2年度中に制度を利用される方）の実質無利子の設備貸与

- (1) 制度のポイント ○信用保証協会の保証枠や金融機関の借入枠とは無関係なので、運転資金の調達に余裕ができます。

(2) 制度概要

対 象 者	・従業員数20人以下の製造業・建設業・運輸業の会社・個人 ・従業員数5人以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人 ・特定の条件を満たす従業員数50人以下の会社・個人		
実質無利子の対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け ①売上高又は粗利益(売上総利益)の減少率が5%以上の個人 ②売上高又は粗利益(売上総利益)の減少率が15%以上の会社(上記を除く)		
対 象 設 備	「経営の革新」又は「創業」に必要な設備 ※新型コロナウイルス感染症収束後の生産性向上を図る上で必要な設備等も支援対象		
貸 与 額	100万円から1億円(税込み)		
貸 与 料 率	0.7%から2.3%(令和2年度) ※財務内容等を基に5段階のいずれかの利率を適用		
無利子の期間	令和2年度に「設備貸与制度」を利用される方 ➡ 当初3年間	既に「設備貸与制度」を利用されている方 ➡ 最長で5月から令和2年度中	
貸 与 期 間	3年～10年※原則、設備の法定耐用年数以内		

- (3) 申込・相談 制度のお申込・相談は、（公財）神奈川産業振興センター 資金支援課
TEL 045 (633) 5066 へお問い合わせください。

KIP 設備貸与 検索

●県金融課（資金貸付グループ） TEL 045 (210) 5681

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮にご協力いただいた中小企業または個人事業主等の皆さまに対し、協力金を交付します。

交付額：1事業者あたり10万円

1. 主な交付要件（要件は、全て満たしていることが必要です。）

★基本的には、前回の協力金の交付対象者が引き続き休業等を行った場合は交付対象となります。

- (1) 中小企業または個人事業主等である
- (2) 令和2年5月6日以前に開業しており営業の実態がある
- (3) 休業等を行う事務所または事業所が県内にある
- (4) 休業等を行う事業は、人との接触や対面での作業がある
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月7日から26日までの間で15日以上県からの休業要請等に協力し、また、自主的に休業等をしている
- (6) (個人事業主の場合) 休業等を行う事業による所得の全てが事業所得である
- (7) 休業等を行う事業が、農業、漁業、林業ではない（ただし、一般消費者向けの販売・サービス等を行う事業は対象）

2. 申請手続きなど

- (1) 受付期間 令和2年7月14日(火)まで（郵送の場合、当日消印有効）
- (2) 申請方法 郵送または電子申請
- (3) 申請書等の配架場所 県ホームページ、県政情報センター、各地域県政情報コーナーなど

●新型コロナウイルス感染症コールセンター

TEL 045(285)0536 または TEL 050(1744)5875

（音声案内に従い「9 協力金に関すること」を選択してください）

※ 詳細については、[神奈川県ホームページ](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin_vol2.html)をご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin_vol2.html

新型コロナウイルス感染症に係る試験計測等料金の減免

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている神奈川県内中小企業の経済的負担を軽減するため、試験計測（依頼試験）等料金の減免を実施します。

- (1) 対象企業 神奈川県に所在する中小企業で「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由として中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）の認定を受けている企業（減免を受けるためには認定書の写しが必要となります。）
- (2) 減免が適用される事業
 - ・試験計測（依頼試験）
 - ・機器使用
 - ※ 技術開発受託（受託研究）、抗菌・抗ウイルス性能評価サービス（殿町支所）は減免が適用されません。
- (3) 減免率 ・50%
- (4) 減免期間 ・令和2年6月8日(月)から令和3年3月31日(水)
 - ※ ただし、予算がなくなり次第終了となります。
- (5) 申請方法 ・試験計測では試験内容、料金、結果のお渡し方法等、機器使用では日時、使用条件等について、担当者と調整していただきます。
 - ・「試験計測申込書」または「機器使用申込書」と合わせて、「試験計測等料金減免申請書」、「セーフティネット保証4号認定書の写し」をご提出ください。

●(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 事業化支援部企画支援課

技術総合相談窓口 TEL 046(236)1510

メール技術相談： https://www.kistec.jp/e_mail_consul/



持続化給付金

国は、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となります。

1. 給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします

2. 給付対象の主な要件

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ③ 法人の場合は、（Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、（Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

■売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

【申請サポート会場】 持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポート、必要書類のコピー（できれば現物）をご持参ください。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制です。

開催場所一覧は、経済産業省ホームページで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

●持続化給付金事業コールセンター 受付時間：8時30分～19時00分（土祝日を除く）
直通TEL 0120(115)570 IP電話専用TEL 03(6831)0613

家賃支援給付金

国は、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

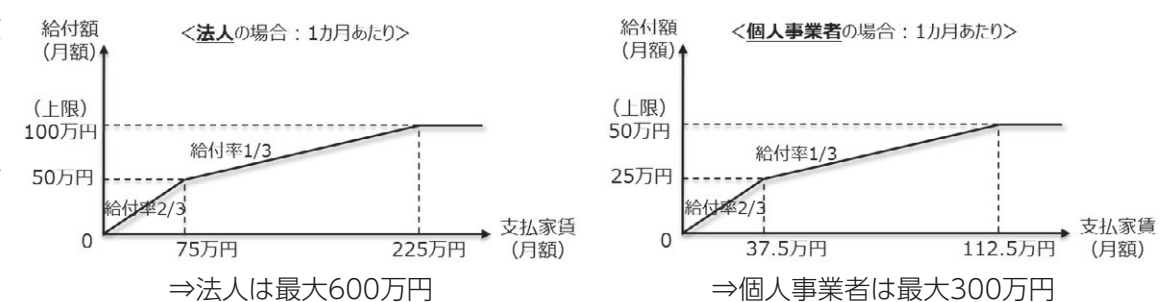
1. 給付対象者

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

2. 給付額・給付率

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



具体的な申請書類や問合先等については、経済産業省ホームページ等でご確認ください。

P.3～5の内容は、6月19日現在の情報です。今後変更となる場合がありますので、最新の情報は神奈川県や経済産業省、KISTECのホームページなどでご確認ください。

事業承継をお考えの中小企業の方へ 事業承継時の経営者保証解除に向けた、 新しい支援施策がスタートしました。

●神奈川県事業承継ネットワーク事務局 TEL 045(633)5107

2025年には、70歳以上の中小企業経営者の約半分の127万人が後継者未定の状況です。

そのうちの約23%は後継者候補はいるが事業承継を拒否しており、その理由は**経営者保証が約6割**と大きな割合を占めています。

もし、このまま廃業が増えると2025年までに650万人の雇用と、22兆円のGDPが失われる可能性があります。

具体的に何が始まったのでしょうか？

1 事業承継に焦点を当てた 「経営者保証に関するガイドライン^(※)」の特則の適用開始

- 原則として、事業承継時には前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこと
- 例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営者・後継者の双方に十分に説明し理解を得ること

^(※)
「**経営者保証に関するガイドライン**」とは、中小企業が金融機関等から資金調達する際に付保されている経営者保証を解除するための条件等を示した中小企業団体、金融団体共通の自主的・自律的な準則です。

次の3つの要件を満たすことで、「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が可能となる場合があります。

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つを満たす中小企業が会社経営を後継者に引き継ぐ際に、ガイドラインの特則の適用でできることは何か？

- 経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。
- 既存の経営者保証を解除できる可能性もあります。

経営者保証解除に向けた、 経営者保証コーディネーターによる支援制度

具体的には、企業の財務資料の提出を受け「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。

経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせや専門家の派遣など支援を行います。

2 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

- 事業承継時に経営者保証を不要とする新しい保証制度
- 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合に保証料を軽減し、最大でゼロに！※
- 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能

※ 保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）は除く

新たに創設された信用保証制度の内容とは？

「**事業承継特別保証**」といいます

対象資金：事業承継時までに必要な
事業資金

既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能
（ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）

お申込み資格

- 3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」※を有する法人等
※「事業承継計画」…信用保証協会所定の様式による計画書
- 資産超過である
- EBITDA有利子負債倍率10倍以内
（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
- 返済緩和中でない
- 法人と経営者が区分・分離している 等の一定の要件があります。

お申込み方法 与信取引のある 金融機関経由のみ	保証限度額 2.8億円 (内、無担保8,000万円)	保証期間 10年以内
保証料率 0.45%～1.90% ▼ 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、 大幅軽減		

→ 詳しくは、最寄りの信用保証協会へご相談ください。

経営者保証解除に向けた支援スキーム

事業承継に取り組む
中小企業・小規模事業者

相談

支援

保証解除

経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインの充足状況を確認します。
その結果に基づき、今後の取組をアドバイスさせていただきます。
チェック内容…経営者保証解除の可否の判断に資する情報の整理・見える化
例えば、法人と経営者の資産・経理の分離状況や適時適切な情報開示など

- ① 金融機関と経営者保証の解除に向けた目線合わせの際には、派遣専門家が事業者側に立って支援をするとともに、経営者保証コーディネーターがその後の対応をアドバイスします。
- ② 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、新たに創設された信用保証制度の保証料の軽減を受けることができます。

相談窓口
下記へお気軽にお電話ください。
神奈川県事業承継ネットワーク事務局
経営者保証コーディネーター
TEL 045(633)5107



見てくれ、神奈川の企業力！ 神奈川がんばる 企業2019エース

エース企業に認定された貴社の独自の取組を教えてください。

日本初、雑穀米をブレンドしたお粥「ひみこがゆ」や野菜だけの洋風だし「ベジクック」などの商品を開発しました。

さらに、6年ほど前より、地元逗子の産品である海藻あかもくの機能性に注目し、商品化に成功しました。現在では、2日間かけて社員総出で行う「天日干しあかもく」をはじめ、自社製造の「あかもく醤油」、「あかもく昆布茶」など17品目の商品を販売しています。



工場内写真

取り組んだきっかけを教えてください。

少しでも地元逗子の活性化に取り組みたいという思いがきっかけです。逗子市商工会の紹介であかもく漁の漁師の方との出会いから始まり、粉碎機の設置等補助金を活用し自社工場の整備を行い、商品化が可能になりました。

今後も逗子産あかもく商品をはじめメカブ等の地域産品を通して、少しでも地域の役立つ企業であり続けたいです。



多種多様なあかもく商品

認定された感想、反響を教えてください。

認定されたことをきっかけに、ネットや電話での自然食品の注文が急増しています。

逗子産「天日干しあかもく」をはじめ、小田原の老舗蒲鉾屋さんとコラボした「アカモク入りいわしつみれ」などの新商品も引き合いが増えており、スタッフ全員が「神奈川がんばる企業エース」に選んでいただいたことに感謝と誇りを持ち、一同力を合わせて頑張っています。

湘南の海から自然食品 からだにいい海藻あかもく 株式会社 T A C 2 1

代表取締役：田耕 邦子 創 業：1970年
業 種：自然食品製造卸
所在地：逗子市小坪3-19-2 TEL：046(872)4811



葉山営業所前スタッフ一同

県は、独自の工夫により付加価値額や経常利益を増加させた中小企業等からの申請により38者を「神奈川がんばる企業」として認定し、その中でもビジネスモデルの独創性や地域貢献度などが特に優れた10者を「神奈川がんばる企業エース」に認定しています。

●県中小企業支援課 TEL 045(210)5556

エース企業に認定された貴社の独自の取組を教えてください。

神奈川県産のフルーツや農産物を使用した9種類のゼリーを県内の小売店および県外で販売をしています。9種類もの神奈川県産フルーツや農産物の加工品を販売している企業は県内でも珍しいため、お客さまに非常に喜ばれています。今では、他の県内産の名産物の加工依頼もいただくなど、ゼリーの販売を通じて国内外を含め神奈川県産の魅力を広めています。

取り組んだきっかけを教えてください。

県内産フルーツ等を使用した製品が欲しいというお客さまの声が多く寄せられたことをきっかけに、取組を始めました。

当社の強みは、神奈川県で創業し、神奈川県産の素材を活かした商品を販売することによって、地域の情報を広げることができると感じ、また地元の仕入れ先・販売店とも親しくなれると考えたからです。

認定された感想、反響を教えてください。

県内の中小企業の中から選ばれたということで、県内に当社のことを知ってもらうほか、神奈川県にもたくさんの農産物があることを知ってもらえるきっかけになったと思っています。また「神奈川がんばる企業エース」に選ばれたことは大変名誉であり、引き続き商品のアピールを続けていきたいと思っています。



生のフルーツを工場でカットし、そのままゼリーに加工することにより、見た目の美しさも追求

こだわりの 四季を彩るフルーツとフラワーゼリー 株式会社 ナチュレ

代表取締役：大曾根 一成 創 業：2013年
業 種：食品製造・販売
所在地：小田原市前川435-2 TEL：0465(20)6400

神奈川がんばる企業エースに認定されると…

- ①知事から認定証および楯が交付されます！
- ②新聞や就職情報誌等のマスメディアを活用して、県が積極的に情報発信します！

融資支援

事業承継に取り組む方へ

一定の要件をみたすことで、経営者保証を不要とすることができるようになりました



ご利用いただける方

- ①将来に備え、事業承継を検討されている方
- ②事業承継後、経営の安定や事業の拡大に取り組む方
- ③県の認定を受けた方(M&Aによる事業承継を考えている方など)
- 【経営者保証不要】
- ④保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の要件※を満たす中小企業者等(個人事業者を除く)
- ⑤令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人で、一定の要件※を満たす中小企業者等(個人事業者を除く)

※一定の要件とは、以下のすべての項目です

- ・資産超過であること
- ・EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ・個人・法人の分離がなされていること
- ・返済緩和している借入金がないこと

限度額 8,000万円(一部要件で別枠あり)

利率(固定) 年1.6%以内

保証料率 0.45～1.52% ※「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36～1.14%となります。

④⑤は経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は、0.20～0.92%となります。加えて、「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.16～0.69%となります。

期間 1年超10年以内(一部要件の設備資金は1年超15年以内)

詳しくは、県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/jigyousyoukei.html>

神奈川県 制度融資 検索

●県金融課(金融相談窓口) TEL 045(210)5695

事業承継

提出期限まであと2年余！

事業承継時の贈与税・相続税の納税猶予の検討はお済みですか？

中小企業の経営者が事業承継を進めるに際しての大きなポイントの1つに、自社の株式を後継者に円滑に承継するという点があります。承継の際に発生する自社株式の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」が10年間(2018年1月1日～2027年12月31日の間の株式等の贈与・相続等)に限って大きく拡充されました。

拡充された制度を適用するためには、特例承継計画(法人版)を県に2023年3月31日までに提出いただく必要があります。(個人版事業承継税制における個人事業承継計画の県への提出期限は2024年3月31日までです。)事務手続き(記載の仕方、添付資料、提出方法など)については、細かい規定がありますので、詳しくは、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f105/p1121486.html>

神奈川県 事業承継税制 検索

●かながわ中小企業成長支援ステーション(県中小企業支援課海老名駐在事務所) TEL 046(235)5620

融資支援

BCP策定支援融資のご案内

災害等に備える方へ

<BCP策定支援融資>

ご利用いただける方

- ①事業継続計画(BCP)の策定やBCPに基づく対策を行う中小企業者等
- ②事業継続力強化または連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等

限度額 ①8,000万円 ②8,000万円(別枠)

期間 運転：1年超7年以内、設備：1年超15年以内

融資利率 (年利・固定)1.6%以内

ガイド案内

「創業者、中小企業者のための支援施策活用ガイド」

貴社の強みを見つけて、パワーアップしませんか

県では毎年、県内の中小企業者や、県内で新たに事業を始めようとしている皆さまのさまざまな支援ニーズに対応するため、県や市町村、国、支援機関等の支援施策をとりまとめ、「創業者、中小企業者のための支援施策活用ガイド」を作成しています。

今年度の電子版は、7月(予定)に県ホームページで公開します。

この電子版では、検索条件を選択すると、お探しの支援施策が表示されるようになっています。

ぜひ皆さまにあった支援施策をご検討いただき、企業力の向上にご活用ください。



保証料率 ①0.45～1.52% ②0.68%

※ 企業経営の未病改善に取り組む場合、さらに保証料率が割引されます

申込 取扱金融機関の窓口へ直接お申込みください

詳しくは、県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/bcp.html>

神奈川県 制度融資 検索

●県金融課(金融相談窓口) TEL 045(210)5695



皆様のご質問にお答えします!!

中小企業応援キャラクター「すくすくん」

神奈川県 活用ガイド 検索

●県中小企業支援課 TEL 045(210)5558

選手募集

第18回神奈川県障害者技能競技大会 出場選手募集

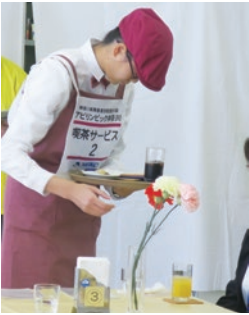
アビリンピック神奈川2020に出場してみませんか？

本大会は、障害のある方が日ごろ培った職業技能を競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用を促進することを目的として開催します。このたび出場選手を募集します！ぜひ奮ってご応募ください。

競技種目 電子機器組立、ビルクリーニング、ホームページなど12種目



昨年度大会の様子
(上：電子機器組立競技、
右：喫茶サービス競技)



開催日、会場、申込期間等については、後日、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部のホームページでお知らせします。
<https://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/index.html>
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、掲載内容は変更となる場合があります。

●(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
高齢・障害者業務課 TEL 045(360)6010
●県産業人材課 TEL 045(210)5720

海外支援

県内中小企業の海外展開を支援します！

～海外駐在員事務所のご案内～

県では、県内中小企業の皆さまの海外進出および販路拡大等のニーズに応えるため、東南アジア（シンガポール）および北米（米国・ニューヨーク）に海外駐在員を派遣しています。また、KIPが中国（遼寧省・大連市）に設置する大連・神奈川経済貿易事務所においても、皆さまの現地活動の支援、貿易や投資に関する相談対応、その他ビジネスに役立つ情報提供などを行っています。

県内中小企業の皆さま、お気軽にお問い合わせください。

事務所名	住所	TEL	FAX	担当地域
東南アジア事務所 (シンガポール駐在)	Hong Leong Building, #38-05, 16 Raffles Quay, SINGAPORE 048581	+65-6221-8174	+65-6224-1169	アセアン インド
北米事務所 (ニューヨーク駐在)	565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York, NY 10017, U.S.A.	+1-212-997-0437	+1-212-997-0464	アメリカ カナダ メキシコ
大連・神奈川 経済貿易事務所	中国 大連市中山区勝利広場18号 大連九州国際大酒店612号室	+86-411-8230-1906	+86-411-8230-8296	中国エリア

●県企業誘致・国際ビジネス課 TEL 045(210)5565
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pw3/index.html
●KIP国際課 TEL 045(633)5126

立地支援

企業の立地をサポート！ 〈セレクト神奈川NEXT〉

補助金・税制措置・低利融資
などにより県内への立地を支援

企業誘致施策〈セレクト神奈川NEXT〉では、県内に事業所等を新設または増設する中小企業等の皆さまを支援し、県内経済の活性化と雇用の創出を図ります。対象産業・要件等の詳細はお問い合わせください。

①企業立地促進補助金

土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。

②税制措置

不動産取得税の2分の1を軽減します。

③企業立地促進融資

県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます。

④企業誘致促進賃料補助金

賃料月額額の3分の1、上限600万円の範囲内で補助します。（特区制度活用等の場合は、さらに優遇されます）

●県企業誘致・国際ビジネス課 TEL 045(210)5573
●県金融課 TEL 045(210)5681



神奈川県 企業誘致 検索

神奈川県よろず支援拠点のお手伝い事例



Wa&Style フラワーインテリア
作成支援したニュースリリースが
大手新聞に取り上げられました

↓↓↓↓↓ これ！ ↓↓↓↓↓↓

《NEWS RELEASE》 2020年4月17日
新型コロナウイルスによる帰省自粛の中、
～お花に故郷への想いをのせて～「お花で里帰り」

店舗を持たないオーダーメイド花屋、Wa&Style フラワーインテリア（神奈川県相模原市南区上鶴間4-6-9 代表：篠木まどか）は、GWから母の日にかけて、地方へ帰省できない方へ向けた“花で想いを届ける”をコンセプトのサービス『お花で里帰り』の販売を行いました。



4月26日の「神奈川新聞」と
5月7日のテレビ朝日夕方の
ニュースに取り上げられました！

【取組への想い】

〈スマイル＆フラワー〉写真データを送るだけでOK

新型コロナウイルスの影響で外出制限や地方への移動制限の中、例年なら5月の大型連休に合わせて、少し早い母の日のお祝いのためにと実家へ里帰りを計画していたのが、今年は断念せざるを得なかった方々へ、自宅にしながら元気な姿と笑顔を故郷へ届け、ご実家とのコミュニケーションをさらに深めるきっかけをつくることできないか、と考えました。

お気に入りの写真、お孫さんの絵、ご家族の最新ベストショットのお写真をデータで送っていただき、生き生きと咲き続けるプリザーブドフラワーやアートフラワーをあしらったフォトフレームにセットして、大切な方へお届けいたします。

〈ラグジュアリーヒーリング〉人気の商品とのコラボレーション企画

コロナ対策のアルコール消毒で荒れた手をケアするハンドクリームと、枯れないお花アーティフィシャルフラワーで心を癒していただくセットです。

【Wa&Styleフラワーインテリアについて】

当店でお取り扱いしているお花は、ご依頼主の想いに合うよう、その方専用には花材を仕入れ、アレンジしお届けする在庫を持たない鮮度にこだわる花屋です。相模原市南区をはじめ、生花の他に造花も取り扱い、近隣の中小企業・店舗さまへの定期交換サービスも行っています。また、企業さま間でのお祝いや周年記念などの贈答花については、物理的な注文の手間暇を削減しながら営業やコミュニケーションのツールとしてお花をご活用いただけるよう積極的に取り組んでいます。

〈お店情報〉

店 名：Wa&Styleフラワーインテリア
所在地：相模原市南区上鶴間4-6-9-102
T E L：042(814)1096
(月～土：9～18時)
H P：https://www.flowerinterior.com/
代 表：篠木まどか



現在は
「フラワー秘書室」で
ビジネスを
加速しています！



¥0 広報力で販路開拓！ご相談ください
●神奈川県よろず支援拠点
TEL 045(633)5071 担当：浦川 拓也





新規導入設備のご紹介

ICP発光分光分析装置

KISTEC海老名本部では、金属・無機材料・有機材料などさまざまな材料に含まれる元素の定性・定量分析試験を実施しています。ICP発光分光分析装置（ICP-OES）は、アルゴンプラズマ（炎状）に溶液試料を導入し、発光強度を測定することで、試料中の元素の含有量を分析する装置です。

2019年12月、「ICP発光分光分析複合型システム」を新たに導入しました。この装置の導入により、高精度・多元素同時測定がスムーズにできるようになっただけでなく、対応可能な分析試料・試験内容が広がりました。

【ICP-OESの特徴・仕様】

今回導入したICP-OESは下記の2種類の機能を備えた複合型システムです。

- ・高精度ICP-OES：PS3520 UVDDII
 - －高感度測定（最高分解能4.5 pm）や長時間の安定した測定が可能
 - ・多元素同時ICP-OES：SPECTRO ARCOS
 - －波長範囲130 nmから770 nmまでの一斉測定・スムーズなデータ解析が可能
- 付属装置として、試料分解装置（MARS6）、分光光度計（UH5300）を備えています。

【活用方法】

この測定システムは、例えば、新規材料や製品開発のための材料分析評価、製品量産時の品質管理・トラブル対応、RoHS指令対応の有害金属元素分析といったさまざまな目的の技術支援に活用することができます。依頼試験の受付状況につきましてはホームページをご確認ください。

※ 本装置は、公益財団法人JKAによる平成31年度公設工業試験研究所等における機械設備拡充補助を受けて導入しました



高精度 ICP-OES (PS3520)



多元素同時 ICP-OES (ARCOS)

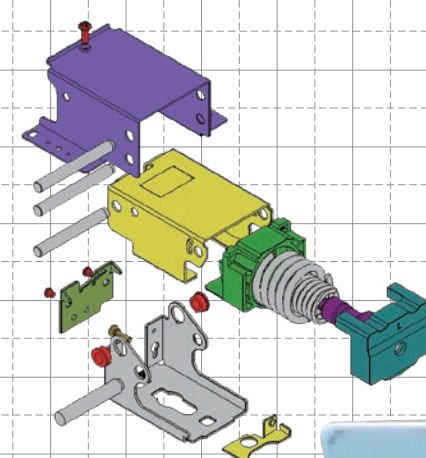
●(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 化学技術部 化学評価グループ
海老名市下今泉705-1 TEL 046(236)1500
https://www.kistec.jp/sup_prod_devp/equip_rent/r01_newinfo/

神奈川のピカイチ！ものづくり

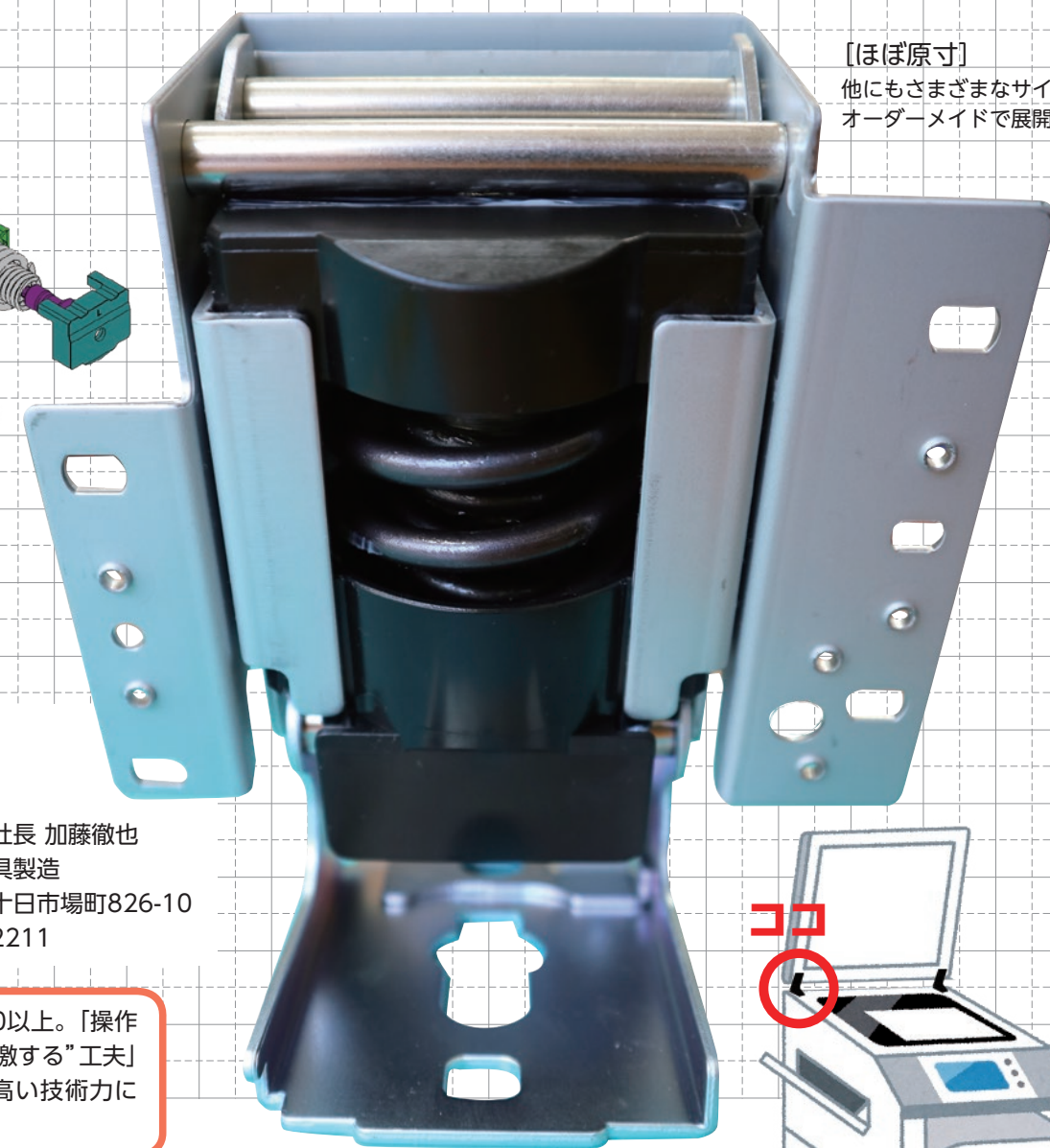
原寸図鑑

[Vol.2] 加藤電機(株)のヒンジ

コピー機やノートパソコン、トイレの蓋などは、手を離れたところでピタッと止まる。それは、加藤電機が開発した「ヒンジ」という部品によって実現した機能だ。同社の主力製品である複写機用ヒンジは、世界シェア約9割。上蓋側と読み取り側を連結する部分で働き、大きな重力を感じることなく、軽快な操作感を得ることができる。ソフトなフィーリング、電動開閉機構など、当社によって開発された製品仕様が市場製品の基本となっている。



【ほぼ原寸】
他にもさまざまなサイズを
オーダーメイドで展開



【企業概要】

加藤電機株式会社
設立：1957年
代表者：代表取締役社長 加藤徹也
事業内容：電気機械器具製造
所在地：横浜市緑区十日市場町826-10
TEL：045(933)2211

当社が持つ特許は100以上。「操作感が楽しい“感性を刺激する”工夫」を可能にする我々の高い技術力にご期待ください！



複写機用ヒンジ ダンパー付リフト機構タイプ

□動作仕様

- ・通常開放角度：0°～60°（ストッパー有）
- ・最大開放角度：90°

□動作寿命：開閉 15万回以上

閉じ動作時のヒンジ力量計算、ダンパー効果により安全性に効果的。リフト機構により、厚みのある本も平均に持ち上がる。



調査結果

令和2年 4-6月期 中小企業景気動向調査 業況DIはリーマンショックを超える急激な悪化

今回の総合の業況DIは、前期比26.7ポイント低下の▲62.1となり、リーマンショック時に匹敵する数値となりました。今回のコロナ禍による業況DIの低下幅(26.7ポイント)は、リーマンショック後<平成21年1-3月期>の低下幅(12.4ポイント)を大きく上回るものとなりました。業種別では、製造業は前期比24.6ポイント低下の▲64.0、建設業は前回まで唯一のプラスでしたが同37.1ポイント低下の▲25.6、商業・サービス業は同25.1ポイント低下の▲68.7となりました。今後の総合の業況DIでは、3カ月後は現在比11.2ポイント低下の▲73.3ですが、半年後は同1.7ポイント低下の▲63.8と、若干持ち直すと見込んでいます。

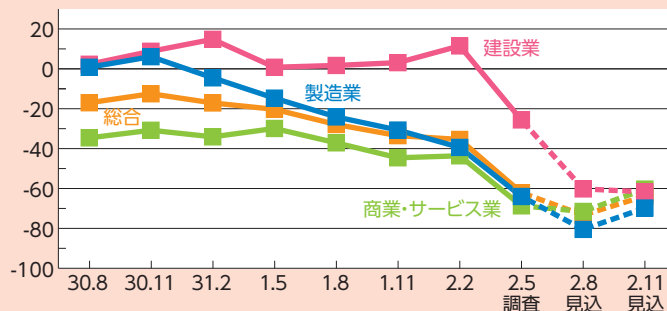
*調査結果の詳細はホームページに掲載しています。

●経営総合相談課 TEL 045 (633) 5201

■調査概要

- ・調査期間(時期) 令和2年 4-6月期(同年5月)
- ・回答数(率) 1,055社(52.8%)
- ・調査対象 県内中小企業2,000社
(製造業550社、建設業250社、商業・サービス業1,200社)
- ・分析方法 DI(Diffusion Index)※による分析
※業況等について、「良い」と回答した企業の割合から「悪い」と回答した企業の割合を引いた数値。

業績DIの推移



下請法相談事例

かけこみ寺和尚が ズバッと回答 【受領拒否】



下請かけこみ寺 ☎0120-418-618

中小企業診断士
桐布 和尚

神奈川県出身。中小企業者の下請問題に寄り添うこと10年、大きな悩みになる前の身近な相談者として年間600件の相談に当たる。好きな言葉は「秘密厳守」「相談無料」「匿名相談可能」。



今月のかけこみ事業者

機械部品製造A社
(資本金7,000万円)

コロナの影響で取引先が完成した製品を受領拒否、先行きが見えない…

[相談内容]

私の会社(A社:資本金7,000万円)は、B社(資本金3億円)から継続して部品の製造委託を受けています。依頼された機械部品の生産を開始したところ、B社から新型コロナウイルス感染症の影響で他の部品が一部調達できなくなったことを理由に、発注済みの製品の受領を拒否されました。A社は、既に依頼された部品を完成させたことも伝えたが、一方的に、当初依頼した部品は使い道が無いので不要であるとして、A社が生

産した部品の受領を拒んでいます。このような場合、どうすればよいのでしょうか。

[ズバッと回答]

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準(※)を満たしており、「製造委託」に該当し、下請代金法が適用される取引と考えられます。発注済みの物品等を受領拒否・返品することは、下請事業者者に責任がある場合を除き、問題となります(下請法第4条第1項第1号および第4号)。

受領日が到来する前にやむを得ず、発注の取消しを行う場合でも、仕掛品など下請事業者者に生じた費用を負担しない場合には、下請事業者者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更(下請法第4条第2項第4号)として、問題となります。無料の法律相談でまず弁護士のアドバイスを確認し、親事業者と交渉を試みましょう。

※ 親事業者の資本金が3億円超の場合、下請事業者の資本金は3億円以下(個人事業者を含む)に該当

「サバカナ」最新号の発行を、毎月メールマガジンでお知らせしています。本誌送付からメールマガジンへの切り替えは、soudan@kipc.or.jpまでご連絡ください。

編集/発行

公益財団法人 神奈川産業振興センター(KIP)

Kanagawa Industrial Promotion Center

横浜市中区尾上町5-80

神奈川中小企業センタービル

TEL 045(633)5201

FAX 045(633)5194

https://www.kipc.or.jp

